長与町農業委員会会議録

令和４年２月２４日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和４年２月農業委員会総会

１．日時　　令和４年２月２４日（木）　　１３時００分から１４時００分

２．場所　　長与町役場４階会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（１１名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　渡邉　章三

委員　　３番　原田　成信　　５番　永田　好紀　　６番　岡﨑　道子

７番　原口　司　　８番　山本　忠典　　９番　益冨　雅彦

１０番　柳原　厚志　　１１番　山口　多美子　　１２番　原田　正利

４．農業委員会委員　　欠席委員（１名）

４番　崎山　光子

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（６名）

２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫　　４番　山口　健士

５番　増田　博光　　７番　坂本　謙二　　８番　坂本　秀哉

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（２名）

１番　永冨　義徳　　６番　坂口　勝利

７．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　７番　原口　司　　８番　山本　忠典

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農用地利用集積計画について

第４　　第１号報告　農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出について

８．農業委員会事務局職員

事務局長　　福本　美也子

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主任　　松本　あゆ子

事務局　皆さん、こんにちは。総会の開催に先立ち報告いたします。

長与町農業委員会総会規則第６条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員１２人中現在１０人の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は、６人出席でございます。

本日の欠席者は、４番の崎山委員、農地利用最適化推進委員の永冨委員と坂口委員の３人です。原田委員は少し遅れて来られます。

それでは、ここからの議事の進行につきまして、水谷会長よろしくお願いいたします。

議　長　皆さんこんにちは。コロナが再発をしましてまた終息に向かうのかというような方向なのですが、いろいろな会議がこれによって書類でとか、県の会議もウェブでとか、直接寄るというのが非常に少なくなりました。ある程度ピークアウトしているのではないかというふうに私は思っているので、今日は合同で一緒にやろうということにしております。今日は三つ、総会の議案と意見書の取りまとめと農地利用の推進会議を行いますので、少し長丁場になるということで１時から会議を開催しております。そういうことでご了承いただければと思っております。それでは令和４年２月の農業委員会の総会を開催いたします。

まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名いたします。７番　原口　司委員、８番　山本　忠典委員を指名いたします。

日程第２、本日は、第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請が１件、第２号議案　農用地利用集積計画が５件出されています。報告事項は、農地転用専決処分報告が１件です。

それでは、日程第２　提出された議案の審議に入ります。

第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について、説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について、説明いたします。

第１号議案の１ページをお開きください。整理番号２、申請地は長与町本川内郷（地番）。地目は畑で、８７５㎡。農地区分は、農用地区域内です。申請者は、譲渡人が、長与町本川内郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、長与町本川内郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、売買による所有権移転で、価格は〇〇円、１０ａあたりの単価は〇〇円です。備考欄に記載している通り、申請地は現在荒廃しており、譲受人の自宅に近いこともあり、今回、購入し一体的に整備・耕作を行います。譲受人の耕作地は、３８，７８１㎡、労働力は２人です。都市計画区以外となります。

土地の所在を説明します。議案書の２ページをお願いします。図面の左手の、本川内郷の（施設名）に丸をしておりますが、そこから約３００ｍ山手の赤色で表示してある場所が、

申請地　本川内郷（地番）です。なお、農地の正確な形状等につきましては、３ページで、ご確認いただければと思います。
以上です。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、説明をお願いします。
９番　益冨　雅彦　農業委員。

９　番　現地確認の報告をさせていただきます。２月１６日１０時３０分、会長、福本局長、森係長、地権者の（氏名）さん、譲受人の（氏名）さん、永冨推進委員、原口農業委員私の８名で立会いを行っております。場所につきましては、以前も（氏名）さんの農地を購入された時にも立会いをしたところでございます。従前は、多分地権者が４件ぐらいでしょうか、２ページの図面にあるように（譲受人）の家の裏にきれいなミカン畑がございました。だんだん耕作者が少なくなり、（譲受人）が耕作をされる農地を残して他が全部荒廃をしたという状況になっておりました。１番目の取得についての意向については、ここは土石流の危険区域にもなっておりまして、何とか水路等の確保をしたいというのが１番目の意向ではあったようですけれども、ここを一体的に所有することで優良農地ができるということで、本人さんもかなり一生懸命になって取得をされたところでございます。本人さんは専業農家ということで大規模に経営をされておりまして、今、息子さんは勤めに出ていらっしゃいますけれども、将来的には後継者もあって今後とも営農が続けていけるのかなと考えております。以上でございます。

議　長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
柳原委員。

１０　番　参考までにお聞きしたいのですが、この現地は非常に荒れているわけです。この一反当たりが〇〇円と、かなり今までで出た案件の中で安いですが、これは間違いないのでしょうか。

議　長　単価はこのとおりです。委員さんも確認をされるように山林価格に近い価格になっているということで、確かに非常に安いなという感じがします。現況は山林化をしていたと。それと（譲受人）のミカン畑のちょうど真ん中にこの一筆があったということで、この単価が設定されたのかなというふうに思っています。普通の農地とすると単価が安いなということは間違いなく私もそう思うところでございます。これは相対ですから、双方の合意のもとにこういう単価になったのかなというふうに思っております。以上です。
ほかにご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、第２号議案　農用地利用集積計画について審議いたします。
まず１件目について、説明をお願いします。

事務局　　それでは第２号議案　農用地利用集積計画についてご説明します。第２号議案をご準備ください。１ページから２ページの議案提出・規定・集計表等については、説明を省略させていただきます。３ページをお開きください。１件目です。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん。長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する土地は４筆で、長与町本川内郷（地番）、地目は畑で、１３７㎡のうちの６２㎡です。以下すべて地目は畑で、（地番）の３２２㎡。（地番）の１７４㎡。（地番）の２５７㎡。合計４筆で８１５㎡です。利用権の種類は、賃貸借で、具体的な作物名は果樹です。期間は、令和４年３月１日から令和１２年５月３１日までの８年３か月です。新規となります。なお、期間が半端なのは、この両者間で、別に利用集積の契約をされておりまして、その終期と合わせたいとの意向があられまして、この期間となっております。
土地の所在を説明します。５ページをお開きください。先ほどの３条の申請地に近いところにございます。ページの下側に、○○バス停に丸をしていますが、その横に、（施設名）がございます。そこから、約３００ｍ山手の、赤・青・黄・緑で表示してある場所が、申請地の４筆になります。なお、赤で表示してある、本川内郷（地番）についてですが、農地全体を塗りつぶしておりますが、借りる部分はその一部で、黄色側に接している三角部分を６２㎡借り受けます。
以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、説明をお願いします。
９番　益冨　雅彦農業委員。

９　番　　２月１６日、午前１０時から現地で立会いを行っております。水谷会長、福本局長、森係長、（借主）様、永冨推進委員、原口農業委員、私の７名で立会いを行っております。５ページの図面のほうをご覧いただきたいと思いますけれども、ちょうどこの場所は（氏名）さんの家が３件ある家の下に面したところです。従前はここら辺一帯がすばらしいミカン園だったわけですけれども、（貸主）がどうしても耕作が出来ないということで荒れ地になっておりました。１か所はＢ分類、そのほかはＡ分類ということで調査もしていたところでございます。そういう中で（借主）が手広く農業をされているわけですけれども、本川内郷から平木場郷まであちこちから土地を求められたり、借用されたりして耕作をされているわけですけれども、無理なお願いとわかりながら話をさせていただきました。遠いところに頑張って行って耕作されるのもいいけれども、自分の家の前にある荒廃している農地ではありますけれども、そこをやってもらえないかということでお願いをしました。Ｂ分類という部分もあってなかなかうんと言ってもらえないところもあったのですが、話をし始めてから２年目ぐらいに、何回か話をするうちにしてみようかなという話になってこういう契約が成立をしたところでございます。農地としては（地区名）では本当に風も当たらなくて、日当たりがよくて、耕作をするにはもってこいの場所ですのでいいのかなと思っております。（借主）につきましても後継者がいらっしゃるみたいで、その関係で手広くされているということで確認をいたしております。以上でございます。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

続いて、２件目について事務局より説明をお願いします。

事務局　２件目です。６ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん。長与町丸田郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、熊本市北区武蔵ケ丘（地番）。利用権を設定する土地は２筆で、長与町平木場郷（地番）、地目は畑で１５１㎡。同じく（地番）、地目は畑で７２３㎡。合計２筆で８７４㎡です。利用権の種類は、使用貸借で、具体的な作物名は野菜です。期間は、令和４年３月１日から令和６年２月２９日までの２年間です。令和２年から借り入れをされており、今回１回目の更新となります。

土地の所在ですが、８ページをお開きください。ページ中央に平木場郷の（施設名）に丸をしておりますが、そこから少し奥の、三根郷と平木場郷の郷境にある、赤色と青色で表示してある場所が、申請地の２筆です。

以上です。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

尾﨑　明光推進委員。

推進委員２　番　２月１６日１０時から現地の立会いを行いました。立会人は、永田農業委員さんと水谷会長、福本局長、森さんの５名で現地の確認を行いました。この農地は一応継続ですけれども、２年前は遊休農地で草と低木がちょっと生えているような状況で、若干ミカンも残っていたかなという感じでカズラ等もかなり巻いているような状態でした。（借主）のほうでこの土地を借りて野菜を作っていただけるということで、平木場地区としてはこの８畝余りの遊休農地が畑として改善され、今回現地のほうも確認しましたけれどもきれいに開墾されて野菜をきちんと作っておられます。それで現地としては何ら問題はないと思います。以上です。

議　長　続きまして、担当農業委員さんお願いします。

５番　永田　好紀農業委員。

５　番　今、尾﨑さんから報告がありましたとおり、１６日の９時３０分から確認をしております。２、３年前までは山林化していた土地を（借主）がきれいに開墾されて、今は野菜をいっぱい空きのないように作っているので、これを２年間で借入れをされるのはもったいないなと私は感じております。報告を終わります。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、３件目について、事務局より説明をお願いします。

事務局　　３件目です。９ページをお開きください。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町三根郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町三根郷（地番)。利用権を設定する土地は１筆で、長与町三根郷（地番)、地目は畑で、１，６７１㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は、野菜です。期間は、令和４年３月１日から令和９年２月２８日までの５年間で、年間の借賃は、〇〇円を毎年年末に自宅へ納入します。平成１９年から借り入れをされており、今回３回目の更新となります。
ここで、本日配布の資料№.１の利用権設定に関する同意書をご覧ください。この農地は未相続農地でございますが、農地の貸し借りを行うにあたり、ご覧のとおり、相続権者の同意を得ておりますので報告します。なお、被相続人は、下段に記載しておりますが、（氏名）さんです。
土地の所在を説明します。議案書の１５ページをお願いします。ページ中央に、三根郷の〇〇寺に丸をしておりますが、そのすぐそばの赤色で表示してある場所が、申請地、三根郷（地番）です。
以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

田中　光夫　推進委員。

推進委員
３　番

２月１６日の午前中に会長、柳原さん、事務局長、森さん、私の５人で現地を確認しました。継続ということもあり、既に一面作物を作ってあったので別に問題はないと思います。以上です。

議　長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。
１０番　柳原　厚志農業委員。

１０　番

それでは私のほうから、田中さんが説明されましたが補足説明をしたいと思います。貸主の（氏名）さんは高齢で農業のほうはほとんど出来ない状態です。（借主）がすぐ家の近くなんですよね。野菜を作って（店舗名）に出荷をされておりますので、３回目の更新ということで別に問題がありません。以上です。

議　長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

【挙手を確認　議長に報告】

議　長

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、４件目と５件目は関連がありますので、事務局より、まとめて説明をお願いします。

事務局

４件目です。１１ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、長与町三根郷（地番）、地目は田で、１，２２４㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は、水稲です。期間は、令和４年３月１日から令和９年２月２８日までの５年間です。年間の借賃は、米〇〇キロを毎年年末に自宅へ納入します。平成２３年から借り入れをされており、今回３回目の更新となります。

続いて、５件目も貸主が同じですのであわせて説明します。１３ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は２筆で、長与町三根郷（地番）、地目は田で１，４１４㎡。同じく（地番）、地目は田で１，３６３㎡。合計２筆で２，７７７㎡です。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物名は、水稲です。期間は、令和４年３月１日から令和９年２月２８日までの５年間です。年間の借賃は、米〇〇キロを毎年年末に自宅へ納入します。平成２３年から借り入れをされており、今回　３回目の更新となります。

土地の所在ですが、１５ページをお開きください。ページの上の方に、三根郷〇〇交差点に丸をしておりますが、そこから少し入った、青色で表示してある場所が、４件目の申請地三根郷（地番）、黄色と緑で表示してある場所が、５件目の申請地の２筆です。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

田中　光夫　推進委員。

推進委員３　番　　これも１６日に先に述べた５人で現地を確認しました。２件とも継続ということで別に問題はないと思います。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。

１０番　柳原　厚志農業委員。

１０　番　　私のほうから少し補足説明をいたします。貸主の（氏名）さんは農業が全然出来ません。それで３回目の継続ということですが、（借主）の土地もすぐ近くにあるので、（借主）が借りて３回目の更新をして作っておられます。別に問題はないと思います。それからもうひとつ。（店舗名）のすぐ近くです。（借主）も水稲を主体とした農業、兼業農業をされております。機械のほうも乗用トラクターとか乗用田植機、コンバイン等を持っていらっしゃって、かなりほかのところも借りられて手広くされていますので問題ないと思います。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。まず、４件目について、異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので許可することに決定いたします。
続いて、５件目について、異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので許可することに決定いたします。
これからは、報告事項に移ります。
農地転用専決処分の報告　１件目について事務局お願いします。

事務局　　それでは、報告いたします。
まず、令和４年２月総括表については、説明を省略いたしますので後ほどご確認ください。
報告事項の１ページをお開きください。
農地転用専決処分の報告書。農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出です。
１、当事者の氏名・住所・職業。譲受人は、（会社名）、大阪市北区梅田（地番）。職業は住宅建設会社です。譲渡人は、（氏名）さん、滋賀県大津市下阪本（地番）。職業は、（会社）の代表取締役です。２、土地の所在等。届出の筆は４筆で、地目はすべて畑です。高田郷（地番）、９５４㎡。同じく（地番）、１，９９４㎡。高田郷（地番）、８４９㎡。同じく（地番）、３２㎡。計４筆の３，８２９㎡で、高田南土地区画整理事業及び椿林土地区画整理事業の、

住宅用地として転用の届出が出ております。所有権移転の売買です。２ページの別紙１をご覧ください。区画整理事業の街区としては、記載の通り、高田南土地区画整理事業は、〇街区〇号地、他６街区で、所要面積３，３０６㎡、椿林土地区画整理事業は、〇街区〇号地の２２６.３２㎡で、合計　３，５３２.３２㎡です。４、申請日、令和４年１月３１日、５、専決処分の日、令和４年２月１０日。

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和４年２月２４日、長与町農業委員会　事務局長　福本　美也子。

土地の所在地を説明します。３ページをお開きください。高田郷の〇〇トンネルの上の、〇〇公園付近になります。ページ中央に、赤色で２か所、左上に１か所、囲っている場所が、届出地となります。

以上です。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

なければ、次に、行事報告を事務局お願いします。

【この後、令和４年２月の行事報告が行われた】

議　長　　３月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局　　３月２５日（金）はいかがでしょうか。

【異議なし】

議　長　　以上をもちまして、長与町農業委員会２月総会を閉会します。